

予算・決算特別委員会総務分科会要点記録

○開会日時 令和7年7月1日（火） 午前10時24分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	村 上 祥 平 君	2 番	虫 明 弘 雄 君
3 番	長 沢 正 君	4 番	佐 藤 周 君
5 番	杉 本 一 彦 君	6 番	四 宮 和 彦 君

○欠 員 1名

○出席議員 11名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	犬 飼 このり 君	議 員	重 岡 秀 子 君
〃	河 島 紀美恵 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	竹 本 力 哉 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	大 川 勝 弘 君
〃	宮 崎 雅 薫 君		

○説明のため出席した者 28名

企 画 部 長	近 持 剛 史 君
企 画 部 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 広 報 課 長	山 下 明 子 君
同 職 員 課 長	小 澤 剛 君
同 デ ジ タ ル 政 策 課 長	小 林 和 昭 君
理 事	中 谷 祐 典 君
危機管理部長兼危機管理監	稲 葉 祐 人 君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	木 村 光 男 君
総 務 部 次 長 兼 課 税 課 長	小 川 直 克 君
同 庶 務 課 長	鈴 木 康 之 君
同 財 政 課 長	肥 田 光 弘 君
同 資 産 経 営 課 長	久 津 間 知 治 君
同 収 納 課 長	大 川 雄 司 君
市 民 部 長	萩 原 智 世 子 君

市 民 部 市 民 課 長	近 藤 通 明 君
同 環 境 課 長	草 嶋 耕 平 君
同 保 険 年 金 課 長	渡 辺 拓 哉 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部健康推進課長	齋 藤 修 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
建 設 部 長	高 田 郁 雄 君
建設部次長兼建設課長	山 田 昌 弘 君
会計管理者兼会計課長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
教育委員会事務局教育部長	西 川 豪 紀 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由 里 亜 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
係 長 野 田 昌 伸	主 査 高 橋 綾

○会議に付した事件

- 1 市議第 5 号 令和 7 年度伊東市一般会計補正予算（第 1 号）所管部分

○会議の経過概要

○委員長（佐藤 周君）開会する。

○委員長（佐藤 周君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、分科会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないよう願う。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力を願う。

○委員長（佐藤 周君）日程第 1、市議第 5 号 令和 7 年度伊東市一般会計補正予算（第 1 号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出第2款総務費について質疑を行う。事項別明細書は9ページ及び10ページになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）10ページの総務費に関して、定額減税補足給付金給付事業について伺いたい。たしか議場での説明だと、もともと令和5年度ベースで予算額を見積もっていたところ、令和6年度分が確定した結果、不足が生じたので、これに伴う補正という内容で説明があったと思うが、少し引っかかるのが、給付金額を補正するだけなのに、何でシステムまで改修しなければいけないのかが疑問である。341万円もかけて行うシステム改修とは一体どんな内容か伺う。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）今回の定額減税補足給付金については、当初、令和5年の収入をベースに定額減税を計算して、こちらの定額減税を十分されない方について、その差額分を給付してきた。実際、令和6年に確定した税額と比較し、令和6年の比較税額から算出された補足給付金等の差額があった方に今回給付することになる。令和5年分で計算したものと令和6年分で計算したものと、令和6年分のほうが給付額が大きい方に給付するようになる。従前のシステムだと令和5年の方のみ計算するようなシステムだったが、今回のシステム改修によって、令和5年の方と令和6年の方を計算して、かつ、その差額分について幾らかという計算をする必要が生じてきたことから、システムの改修をさせていただきたい。

○6番（四宮和彦君）要するに、金額の修正にかかる経費という理解でよいか。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）そのとおりである。

○6番（四宮和彦君）随分汎用性のないシステムという気がしないでもないが、それは置いておいて、引き続き車両管理費について伺う。テレビ受信料のことで、議場での説明や議案審議の答弁によって概要は理解したが、いわゆる地方公共団体におけるテレビ受信料はどういう徴収のされ方をしているのか確認しておきたい。これはテレビ受信機一台一台個別にかかるものが請求されてくることになるのか。

○資産経営課長（久津間知治君）現状、NHKと受信契約を結んでいて、テレビ受信機一台一台ではなく、建物ごとに契約をして、その台数分を合わせているやり方である。

○総務部長（木村光男君）補足する。基本的には、市役所もしくは庁外のものは、施設ごとの契約になるが、施設内において設置したテレビの台数ごとの金額で支払う形になっている。今回、車両に関しては、一般家庭だとテレビ1台の契約をしてあれば、カーナビとかスマートフォン、昔で言うガラケーのほうが多分多いと思うが、そういうものは免除されるが、法人はそこが免除されず、設置した受信設備ごとの金額を支払わなければいけない。

○6番（四宮和彦君）かなり理不尽な契約形式という気がしないでもないが、それは置いておい

て、議場での説明だと、最長１５年６か月分の未払い受信料があるということだったと思う。ただ、NHKが遡及して受信料を受け取ることを認めている判例はあるが、それは認めてはいっても、最高裁の判決でもテレビ受信料の時効は５年というふうに判例が出ている。NHK側が主張していた１０年は否定されている。それを考えると、時効援用をすれば、直近の５年分だけ支払えば済むように思えるが、１５年６か月分を支払うということは、時効援用をしなかったか、あるいはできない理由があったということだと思うが、その辺はどうして長期にわたって支払わなければいけなくなったのか。

○資産経営課長（久津間知治君）NHK受信料は一般的に消滅時効が５年のため、契約締結後に未払いが５年以上続いた場合、５年前の分から時効になると考えている。ところが、最高裁の判決で、受信契約に基づき発生する受信料債権の消滅時効は契約成立時から進行すると判断し、受信契約が成立するまでは受信料債権を行使することができないため、契約成立時から時効が始まるとしたため、受信契約が成立した後に受信料債権が消滅するまでの期間が契約成立時から数えられるとしたことから、時効の援用は認められておらず、５年以上前であっても消滅時効に該当しないと判断されていることを受けての対応である。

○６番（四宮和彦君）何か小難しい答弁だが、簡単にまとめておこうと思う。そもそも受信契約が行われていないということが問題なのであって、要するに、契約していないのだから時効の起算点がないわけである。そうすると時効の進行のしようがないというのが最高裁の理屈だと思う。結局、起算点が請求時から始まることになる、時効が進行していないというふうになってしまうことになるのだと思う。最高裁もそのような判例を示していて、本市の場合も、そういった事情から払うということだと思うが、そもそも請求時以前に、受信契約が存在しないのに受信債権が発生していることがナンセンスなのであって、最高裁は明らかに法律的な判断ではなく政治的な判断をしている。民法を見ても何を見ても、債権の発生に関してこんなことはあり得ない。もう理屈を超越してしまっている、こんなばかげた判例が確定していることは許すべきではないというのが僕の個人的な考えである。

判例は判例として、それだったら支払い金額に関してNHK側と交渉の余地は十分あったのではない。実際問題、清水町は１０年遡っていない。１５年だって払っていない。１０年というのはもともとのNHKの債権の消滅時効の１０年という形で適用を認めて、そこで落しどころを探ったということだと思う。その辺は、少なくとも判例上は消滅時効が５年であるということもあるのだから、そうだったら直近の５年で収めてくれないかぐらいの交渉はできたはずだと思うが、そういったことはしなかったのか。

○資産経営課長（久津間知治君）毎日新聞の報道によると、清水町では、平成２７年度にNHKと受信契約をしていないことに気づき、交渉により平成２８年度に契約し、平成２８年度以降

分を支払ったと認識している。しかしながら、この件については、当時としても異例の対応であったとはいえ、平成29年の最高裁判決及び令和元年の地裁判決以前であることから、今回の件に当てはまるものではないと考えている。ただし、まだ契約等については行っていないで、今後、予算が認められて、NHK側と協議し、適正な対応をしていきたいと考えている。

○6番（四宮和彦君）まだNHK側とは契約していないというのは1つの安心材料かなと思うが、これは絶対に譲らないで、交渉を強硬に進めるべきだと思う。5年で切れるかどうか分からないが、その辺は双方の歩みどころ、落としどころを探るべきだと思う。どう考えても15年6か月という期間で支払うのは明らかに理不尽な話だと思う。県内全体で六千何百万円とかという受信料が発生しているわけで、こんなのはNHKの横暴以外の何物でもないで、地方公共団体としては絶対に異議申立てすべき事案だと思う。その辺は、個別の交渉については、資産経営課長に頑張ってもらって、腰を据えて粘り強く交渉してほしいとだけ言っておく。

もう1点言うと、地方公共団体は社会的に最も公共性の高い団体である立場から、当然ながら放送法とかNHK放送受信規約の改正を求めるとか、国に対しての異議申立ても併せて行うべき事案だと思う。こんな理不尽な制度を許して地方公共団体に負担を強いる国に、そんなことを言うなら君たちが負担しなさいと、国側にこの負担を求めることも1つの方法であろうと思う。こんな悪法を許すこと自体が問題なのだから。それこそ冗談ではないけれども、立花孝志あたりに一言言っておいてもいいのかなという話にもなるだろうと思うので、この辺のところは十分お願いしたいと思う。実際のところ、国に対してそういった動きの考えはないか。

○総務部長（木村光男君）この話が最初に飛び込んできたときに私がまず指示したのは、対象となる車両が幾つあるか、あった場合は外せという指示を出した。それは証拠の隠蔽ではなくて、これ以上つけたままの状態を続けて支払いを請求されるのを止めたかったからそれを指示した。それが3月の時点である。

それ以外に関しては、時効の援用ができないかとか、そもそも法律上の取扱いで、放送法の内容を見た中で、受信を主たる目的としたと書いてあるもの以外の設備ではないのかとか、いろいろな観点は探ったが、ただ、近隣の状況とか、例えば沼津市の弁護士の話を聞く限りでは、時効の援用はまず無理だということと、法律上、判例が出ている以上、ここは払わなければいけないのかなというところは、もう断腸の思いというか、非常に納得できないが、そこは致し方ないかなと考えている。ただ、取り外したものに関して、その証拠を出せという横柄な態度は、非常に私としては気に食わない部分があるので、それに関しては断固たる形で抗議はしたいと考えている。

今回、全国的なニュースの中で、税金で払うのはどうなのかと言われているが、ただ、今回の請求金額に関しては、不当な利得をもって払わないという形にはなっていないで、倍付けの

請求にはなっていないことから、そもそも、もともと契約してあった場合には公金で支出する費目であることから、税金で払うことに関しては理解いただきたいと考えている。

○ **6 番**（四宮和彦君）総務部長の怒りも十分伝わった。この辺は毅然とした対応を求めたい。今回計上されているテレビ受信料は、過去に遡った未納分を含むものが計上されていると思うが、取り外したということもあるので、今後は減額されると思うが、未納分を精算した場合に、今後、現時点での契約件数、テレビ受信料総額はどの程度に収まる予定か。

○ **資産経営課長**（久津間知治君）そもそもの契約自体が庁舎に設置されているテレビ受信料の金額だけを計上しているもので、今回カーナビについては全く計上されていない部分で、全部外して1台だけ残す形になっているので、金額的にはそこまで影響はないと考えている。細かい数字についてはつかんでいない。

○ **6 番**（四宮和彦君）車に設置されているカーナビは全部外したから、車両に関しては一部例外を除いて基本的にはかからないという話になるということだと思う。公用車についている利用目的、利用状況を鑑みた場合、公用車についているカーナビ類とセットのテレビ受信機の使い方を考えたときに、今の契約形式はかなり理不尽なものという気がする。特に災害発生時に利用することを考えた場合には、市の車両についていることは、重要な情報を入手する上で必要なものになってくると思うので、1台だけつけていても役に立たない。その辺は今後どうなっていくのかは心配である。確認で聞くと、先ほど庁舎は全体契約で台数比例になるという気がするが、その中で、例えば避難所等にテレビ受信機を一時的に設置する場合は、テレビ受信料は発生することになるのか。ふだん使いはしていなくて、ふだんは倉庫に納まっているが、災害発生時には倉庫から取り出して一時的に使用するテレビモニターにもテレビ受信料はかかるのか。

○ **総務部長**（木村光男君）具体的に答弁できる資料を私のほうで持っていないので明確な答えはできないが、現状、例えばコミュニティーセンターなどの一時的な避難所はもともとテレビがあって、受信料は支払っている。体育館等の場合に、恐らくモニターを別個に保管していないので、その際には、必要とあれば新たに購入をして、備蓄しておいて受信料を払うかどうかは、緊急的なことでNHKと話をする必要がある。ただ、放送法からいくと、多分払うと思っている。先ほどのカーナビとかラジオ受信は、情報収集に必要なものだと思っているので、カーナビ機能自体をなくすつもりではない。あくまでもテレビ受信だけは本来必要ないということで外した。今回外すに当たり、対象となった車両の所管課に必要かどうかを確認した上で外しているので、現状は要らないと各課で判断されていることはご承知おきいただきたい。

○ **3 番**（長沢 正君）定額減税補足給付事業の予定しているスケジュールを教えてください。

○ **収納課長**（大川雄司君）議決をいただいた後に委託契約等準備を進め、8月上旬から支給のお

知らせ、請求書、申請書を発送する。順次返戻されたものを処理して振込をする。第1弾は8月下旬頃を想定している。10月31日が申請締切りで必着となっている。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は11ページ及び12ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページからになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）まず、5ページの国庫支出金について伺いたい。都市構造再編集集中支援事業費補助金と併せて7ページの教育債の2点を伺う。これは市長公約である新図書館建設中止に伴う減額補正で、市長所信表明に対しても既に質疑応答が行われてきているところであり、先週の福祉文教分科会でも議論済みではあると思うので、ここで詳細にやるつもりはないが、市長公約の達成という観点からしたら、現在、新図書館建設計画に関しては入札の執行停止で既に公約は達成している。だから、慌てて補助金や地方債を減額補正する必要性があまり感じられない。今からの計画変更は時間的に厳しいこともあると思うが、図書館本体の建設だけでなく付随して整備が予定されていた駅前周辺道路整備事業費の財源にも影響を与えるものになるから、特に補助金部分の取下げについてはもう少し慎重に判断すべきで、年度末までに調整を図る努力をする選択もあり得たのではないかと思うが、6月に減額補正を行う理由を伺いたい。

○総務部長（木村光男君）市長選挙が終わり、新しい市長が5月29日から就任して、5月29日に補正予算をどうするかという話はさせていただいた。教育部と併せて入り、図書館をどうするか話をした。入札に関しては、もう公告を始めていて、入札が翌週には期限を迎えることから、まず止める。止めないと、入札をやってしまったら損害賠償に発展する可能性があったので入札を止めた。予算は、まず落とすという選択と、ちょっと様子を見るという選択と、使わないでほっておくという選択を考えたが、その全てにおいて市長が、現行の計画における新図書館建設はやらないというのを公約に掲げて民意を得た以上、これはどこかで必ず表明しなければいけないと思っている。代替案が具体的にあったら、それに向けて9月補正や12月補正で組替えをするという考えもあったが、市長の思いは、じっくり時間をかけて市民から声を聞きたいということから、具体的な代替案が年度内にはないと考え、私から、もし市長の思い

を市民に表すのであれば、今回、図書館建設にかかる経費は落とすというのが一つと進言させていただいた。また、残すやり方もあるし、後ほど組むというやり方もある。また、代替案が早い段階で具体的にこういう方向性でやっていきたいというのが出たら、一旦落とした上で補正予算で次の経費を出す、具体的なものがなかったの、一旦落として、補正で計上して皆様に審議いただくのが筋ではないかと考えたことから、決意表明の意味も込めて今回出させていただいた。国庫補助金は、今年度は図書館事業以外に係る事業費等の歳入がなかったことから、ここで落とす形になっているが、都市計画における事業費は5か年事業であるので、今後、県や国とどういう形で調整して、できる限り5年間の計画は変更、継続するような方向がないかは庁内全体でやっていく。

- 6番（四宮和彦君）本人がいないので欠席裁判みたいになって、総務部長の答弁も非常に苦しい立場でしていると思うので、あまりここで聞いてもという気はするが、今おっしゃったことを聞く限り、議場での答弁にもあったが、今回の補正は図書館建設本体に関わる部分だけの減額にとどまるということだと思う。ただ、補助金の交付要綱を見ると、立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行うことを目的とすると規定されている。それを考えると、補助金の名称にある都市構造の再編集集中といった全体として非常に大きなプロジェクトを積極支援することにこの補助金交付の目的があることは明らかである。

現行の計画期間で図書館建設を中止した場合、残り何の事業があるかといったら、道路のカラー舗装化みたいな立地適正化計画に基づく都市構造の再編というよりは、あまりにも規模の小さな事業しか残らないことになる。これだけで補助金の交付要件が満たせるとは到底考えられない。当然そこには、現行の図書館計画はなしにするにしても、残りの補助金交付を受けようと思うならば、大幅な都市再生計画を立案しなければいけない。しかも、それが11年度までに供用開始できなければいけないことになるので、相当急ピッチで今から計画変更の手続きを取っていかなければいけない。それをやらない限りにおいては、当初予定されていた総事業費の4割の17億円ぐらいの予定金額が丸々なくなってしまう可能性があることは、市の財政に対する影響は決して小さくない。だとしたら、せっかく交付が決定した補助金を最大限有効に活用することは検討すべきである。それなしに、市長が図書館はやらないと言っているのだから、その辺もやめてしまおうという形で補正減額するのは少々無責任ではないかという気がする。実際、議場での市長の発言を聞く限り、市長は立地適正化計画はかなり重要視されているし、前市政にはグランドデザインがなかったぐらいと言っていた。どの口が言うのかと思うが、グランドデザインがあるのだったら、計画変更はすぐできるだろうという気もする。市長の公

約を聞く限り、図書館自体は要らないとは言っていない。単純に立地の問題や運営経費の問題に絞られるのであれば、長年かけて基本構想から練り上げてきたものがベースにあるので、完全白紙撤回でなければ、計画変更自体は不可能ではないと思う。市長公約を実現しつつ、それによるカウンターダメージとも言えるものを極力軽減することは、職員の腕の見せどころではないかと思うが、その辺の判断はどうか。

○**総務部長**（木村光男君）拙速と言われれば拙速だったかは否めない部分はあるが、基本的には180度方針が変わる市政の中で、市長が替わったから今まで練ってきたものが完全に駄目になるとは思っていない。なぜそう思っていないかというと、議会に諮った上で最終的に判断いただきたいと思っている。それは早い段階でやるべきであると思ったことから、今回、タイミング的にも6月補正で上げさせていただいたというのが正直な部分である。市長にもそこは諮った上で、市長もそういう方向でとなった。私自身、市長を責めるつもりはない。そういう思いがあるのであれば、その方向で進めたいと考えている。そのためにどうしたらいいかという最善の策は考えさせていただきたい。今回、減額をすることによって国庫補助金の都市計画事業に関してどの程度の影響が出るかは情報不足で分からないので、建設部と調整を図りながら、こういった形で、いつのタイミングまでなら変更が可能か、代案がないと駄目なのかは早急に調整した上で、そこは改めて次の代わりとなる事業を早い段階で示せるように市長も含めて相談したい。

○**6番**（四宮和彦君）ぜひその辺は皆さんのお力で何とか正しい道を選んでいただきたいと思う。今、もし仮に市長が出席されていたと思うと、恐らくのことであるが、市長の場合は新図書館建設中止ということについては選挙を通じて市民の民意を得たということなのだろうと思うが、ただ、こうしたマイナス面も折り込み済みだという話かどうかという、かなり怪しい部分も出てくるだろうという気もする。単純に、もう中止でいいといっても、中止した結果、どのようなダメージがあるのかということについては本当に考えていたのかどうかは非常に心配である。出てくることというのは、建設費が42.5億円もかかるという話と、運営経費が毎年2億4,000万円から2億7,000万円かかるというお金の話であるが、まさか市内にかけた投資が消えてなくなっているのではないかという節がある。

そうではない。42.5億円かけたら、インフラとして市の資産が残る。当然のことながら、そこで市民サービスの提供が行われるわけであるから、市民サービスの向上という部分で非常に大きなメリットがある。場合によっては運営経費のほうにしてもそうであるし、建設費にしてもそうであるし、これは市内の働いている人たちの賃金になって戻ってきたり、市民サービスとして戻ってきたりするものにも変わってくる。だから、例えは悪いかも知れないが、1929年のウォール街の株価大暴落に始まる世界大恐慌のときにアメリカは何をやって経済回復し

たかという、ダムを造ったわけである。ダムを造って何で経済が復興するのかという話と同じことなのであって、基本的に公共事業というのは、経済対策と本質的にはセットなわけである。だから、公共が行う事業という部分にはそういう意味合いもあるのだということを考えていったときに、単純にこの事業をやめたことによって起こるマイナスの影響というのは、交付金の申請を取り下げる、教育債の発行を取りやめる、それから、基金の取崩しをやめるという事態にとどまらない可能性がある。本来投下されるべきであった四十数億円のお金が市内に投下されないということは、物すごく経済的な影響が大きくなるだろうという気が僕はしている。それから、建設後、供用開始された後、毎年、運営経費が2億数千万円かかる。これは高いのか。その大半は人件費であるという話である。すると、そこで働く人たちの賃金になるという話になるのならば、当然のことであるが、それは決してマイナス面だけではない。消えてなくなるお金ではないのだということだと思う。

だとしたら、そういったことも含めて、それがなくなることによる経済的なマイナス面のダメージは、皆さんはどのように評価しているのか。

○**総務部長**（木村光男君）お答えする。申し訳ない。正直、そこまでは考えていないのが本音であるが、今、委員がおっしゃるとおり、確かに公共投資というのは経済対策的な側面を持っているのは承知しているので、今回は、想定額に基づき、現行計画における新図書館建設事業自体は中止という形の方で進んでいるが、市長も図書館自体が要らないとはおっしゃっていないし、分館構想であったり、既存の施設の利活用であったりというのは当然頭に持っているものと私どもも承知している。

ただ、そこに対して時間的余裕はあまりないと思っているので、それに関しては改めて市長と話し合った上で、できる限り早い段階で具体的に次の施策を、方向性であるとか、いつから着手するというのは早急に話をしたいと思っている。

○**6番**（四宮和彦君）最後にしたいと思う。繰り返しになるが、現計画を中止するというのは市長公約として掲げていたもので、やむを得ない部分もあるのかとは思ふ。ただ、それは冒頭に言ったとおり、入札執行停止ということで既に達成しているわけではないか。そうだとしたら、図書館協議会の設置であるとか、市長は議場でも言っていたわけであって、それは何のためなのかといったら、図書館を設置するための協議会をやろうと言っている。つまり、市長自身は新図書館の必要性自体を否定しているわけではなくて、現計画に対して否定しているだけの話であるから、それに代わる計画を早急に策定して事業化を図って、補助金や教育債を含む事業資金を有効に生かす方法を模索していくべきであろうと。時間的に厳しいのは分かる。そうだとすると、今まで聞く限りにおいては、どうしても6月に補正しなければならない必然性はあまり感じられないわけである。そうだとしたら、減額補正については年度末でも遅くはないと

思うが、年度末にするとまずいことでもあるのか。

○**総務部長**（木村光男君）お答えする。先ほどからの話の中で、国庫補助金の計画の変更等の協議を今後していく必要があるのかと思っている。それに関して、年度末まで引き延ばして、予算をそのまま残してという話になると、現行計画が生きているか生きていないかというところまで及ぶのかなと個人的には思うので、早い段階でそこは決定したほうがいいのかというところで考えている。実際にどの程度の変更が可能で、今回の現行計画においては新図書館自体が計画の核であるので、そこをなくすという話になると、白紙にしろと言われるのか、別のものを出せばいいのか、正直まだ情報としてつかんでいないところであるので、その状況判断をする必要はあるかと思っているが、基本的には極力早い段階で方針転換を図ったほうが、よりスムーズに動けるのではないかとということから、今回の補正予算として計上したということである。

○**委員長**（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、継続費の補正について質疑を行う。事項別明細書は17ページ及び18ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、地方債の補正について質疑を行う。事項別明細書は19ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**1番**（村上祥平君）四宮委員が大半のことを聞いてくださったが、やはり四宮委員が伺ってくださったことは、僕も疑問に思っていた部分もあるが、今回は反対の立場から討論する。

市長も議場で、インフラ整備の財源確保については補助金制度、交付金を活用し、修繕していくという部分も述べられていることや、政和会の市長所信表明に対する質問においても、都市構造再編集中支援事業の計画の取下げ、また変更については、今後、国や県と調整していくこととなるという発言もしていることから、やはり今の段階でこれを取り下げることに关しては時期尚早なのではないかと感じている。これから駅前開発であったり、周辺道路の整備も含まれていくことを考えたり、また、新図書館を計画するに当たって、この計画をしっかりとまた考えていくことを国や県と調整していくことは必要なことではないかと思うので、現段階での取下げに关して反対する。

○ 2 番（虫明弘雄君）今回の市議第 5 号 令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）について、反対の立場で討論する。

この予算に対して、全体の中にある定額減税補足給付金給付事業などの様々な事業の予算計上があり、本来ならば本市にとって必要な予算計上であることは承知しているが、歳出第 10 款教育費においての新図書館建設事業に係るマイナス予算が計上されている部分と、あと、原案のとおり承認されることで本事業に係るマイナス予算とすることは、歳入第 15 款国庫支出金のうち第 2 項国庫補助金の都市構造再編集中支援事業費補助金もなくなることを意味しており、今回の一般会計補正予算でマイナス計上される当該補助金は都市再生整備計画や立地適正化計画に基づいて交付されることは、新図書館計画中止に伴う計画変更によるマイナス計上と理解している。田久保市長の所信表明や、質問への答弁にあったように、新図書館や文化ホールの今後については、市民にとって必要な施設の優先順位をつけて、適切な場所の選定や施設の配置についても明言されているが、当該計画の変更を行うことは、同補助金を伊東市駅前再開発事業や図書館を旧西小学校に移転するような話もあるが、周辺商店街の整備等にも活用できる可能性などを考慮すると、今回の一般会計補正予算への反対には、先ほどお話があったように、本来、年度内に補助金を振り替えることで得られる可能性、そして、本市をはじめ我々市議会議員の判断いかんでは、同補助金の活用の機会を手放すことが想定される。

そして、本市の財政運営に大きな影響を及ぼすことを懸念することや、先ほど四宮委員の質疑にあったように、NHKの受信料についての交渉の余地があることを鑑みて、今回の市議第 5 号 令和 7 年度伊東市一般会計補正予算（第 1 号）について反対する。

○ 6 番（四宮和彦君）質疑の中で繰り返してきたので、もう言うことは全部言ってしまった気もしないでもないが、締めておかないといけないので。新図書館建設の中止による都市再生整備計画や立地適正化計画に基づく事業への財政上の影響、それと、市内経済への波及効果の喪失等を考えた場合に、この辺は、もう一度、慎重に再検討すべきであろうと思う。市長公約である現計画の中止については、入札の執行停止によって既にもう達成されているので、さらに今後、新図書館の在り方を再検討して、計画変更に基づいて新図書館建設の道を模索していくのであれば、その財源の確保については疎かにすべきではないと考える。

計画変更が間に合わない、または変更後の計画では補助金交付要件や地方債の発行要件を満たせないことも想定されるわけであるので、その場合には、最終的に申請を取り下げることも十分にあり得ることだとは考えるが、そうした判断は少なくとも今ではないだろうと。少なくとも今年度中、年度末までは留保可能であろうと考えるので、今ここで性急に減額補正を行わなければならない理由にはならないと考える。

以上のことから、計画変更による財源の有効活用の道を模索するためにも、予算減額補正を

今行うべきではないと考えることから、市議第5号 令和7年度伊東市一般会計補正予算（第1号）に反対する。

○3番（長沢 正君）皆さんがほとんど言ってくれたが、一言、我々会派としても意見があるので、この補正予算については賛成できないというところで、もちろん、総務費の中では執行してもらいたいという気持ちはあるが、歳入の中の図書館関連が減額されているのは、今現在で田久保市政の未来が見えていないところがあって、とてもではないけれども、賛成できないということで反対する。

○委員長（佐藤 周君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第5号中、本分科会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手なしである。よって、本案は否決した。

○委員長（佐藤 周君）以上をもって日程全部を終了した。

分科会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（佐藤 周君）これにて予算・決算特別委員会総務分科会を閉会する。

○閉会日時 令和7年7月1日（火）午前11時 9分（会議時間45分）

以上の記録を認める。

令和7年7月1日

委員長 佐藤 周